

## 土壌汚染対策法に基づく届出にかかる対応状況について

技術企画課

### 1 要旨

土木建築局所管の公共工事において、土壌汚染対策法（以下「法」という。）に基づく土地の形質変更に関する事前の届出が行われていないと思われる事案が多数生じている件について、これまでの経緯等を説明する。

<b>ア 法の目的</b> 土壌の特定有害物質による汚染の状況を把握し、その汚染による人の健康被害を防止すること
<b>イ 法第4条第1項に基づく届出について</b> ○ 3000m <sup>2</sup> 以上の土地の形質変更を行う者は、知事（広島市、呉市、福山市は各市長）への届出が必要。 ○ 届出の審査の結果、汚染のおそれがある場合は、知事が土壌汚染の調査を命ずる。

### 2 これまでの経緯

	時 期	対応部署	内 容
1	H31.4.26	環 境 省	新潟県において法に基づく届出実態を調査し、結果を公表したことに伴い、環境省から注意喚起の事務連絡を发出
2	R1.5.14	環境保全課	環境省からの事務連絡を受けて、関係課長へ通知を发出
3	R1.7.17	環境保全課	他県の事案を庁内全部局へメールで情報提供
4	R1.8.20	技術企画課	土木建築局で未届と思われる事案に関して調査を開始。
5	R1.10.18	技術企画課	未届と思われる事案に係る調査結果を環境保全課に回答（133件）
6	以降	各建設事務所等	未届と思われる事案については、法令対象の確認とあわせ、関係書類が整い次第、順次、届出を進めている。
7	R2.11.5	環境保全課 技術企画課	未届と思われる事案の状況について公表

### 3 現状

未届と思われる事案の数 合計 123 件（11/6時点、県環境部局への届出対象分のみで3政令市分は除く。）  
なお、県内の未届と思われる事案の状況については、現在、環境部局で調査中である。

### 4 今後の対応

- （1）既に把握している県環境部局所管の未届と思われる事案については、早期に届出を完了するよう引き続き全力で取り組んでいくとともに、広島市、呉市及び福山市の各政令市への届出対象についても、3市と協議しながら早急に調査の上、対応していく。
- （2）再発防止に向けては、直ちに取扱いに係る通知等の見直しを行うとともに、設計書等の作成におけるチェックシートの改善や、内部統制制度による継続的な事務処理のチェック、環境部局と連携した研修による法令遵守の徹底などの再発防止策を速やかに講じていく。  
加えて、今後の未届と思われる事案の調査結果を踏まえ、一層の対策を実施していく。